

平成 24 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
報告第 2 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全員一致）	6 月 5 日
報告第 3 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全員一致）	
報告第 4 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 23 年度宝塚市一般会計補正予算（第 7 号））	承認 （全員一致）	
報告第 5 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 23 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 5 号））	承認 （全員一致）	
議案第 23 号	宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決 （全員一致）	
議案第 80 号	平成 24 年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 81 号	平成 24 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	5 月 28 日
議案第 83 号	宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	6 月 5 日
議案第 93 号	宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	6 月 8 日
議案第 94 号	平成 24 年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費予算	可決 （全員一致）	
議員提出議案第 8 号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否決 （賛成少数）	6 月 5 日
議員提出議案第 9 号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否決 （賛成少数）	
議員提出議案第 10 号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （賛成多数）	
請願第 14 号	デフレ対策を求める意見書提出についての請願	不採択 （賛成少数）	

審査の状況（総務常任委員会）

① 平成24年 5月28日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 （◎は委員長、○は副委員長）

② 平成24年 5月29日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 （◎は委員長、○は副委員長）

③ 平成24年 6月 5日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 （◎は委員長、○は副委員長）

④ 平成24年 6月 8日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 （◎は委員長、○は副委員長）

⑤ 平成24年 6月25日 （委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 （◎は委員長、○は副委員長）

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
報告第2号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第3号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案の概要	
（報告第2号）	
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するため、平成24年3月31日に専決処分したもの。	
（報告第3号）	
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するため、平成24年3月31日に専決処分したもの。	
論 点 1 改正による影響は	
＜質疑の概要＞	
問1	報告第2号の改正事項「居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の期限延長」に関して、東日本大震災で宝塚市に避難されている世帯のこの特例制度の適用状況は。また、対象者の方に個別に周知はしているのか。
答1	現時点では、このような相談や申請は受けていない。この特例制度についてのパンフレット・リーフレット等を総合防災課を通じて配布している。
問2	報告第3号の改正事項「わがまち特例制度の創設」に関して、現在宝塚市に雨水貯留浸透施設はないとのことであるが、その必要は。また、下水道除害施設もないのか。
答2	雨水貯留浸透施設は市内に存在するが、本市が特定都市河川浸水被害対策法の対象区域に入っていないため、該当しない。また、下水道除害施設も存在するが、申請がないため該当していない。法改正にあわせて、今回条例改正をしたもの。
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	報告第2号 承認（全員一致） 報告第3号 承認（全員一致）

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
報告第4号	専決処分した事件の承認を求めることについて（平成23年度宝塚市一般会計補正予算（第7号））
報告第5号	専決処分した事件の承認を求めることについて（平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第5号））
議案の概要	
（報告第4号）	
平成23年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ889万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ702億6,354万2千円とするため、平成24年3月31日に専決処分したもの。	
歳出予算は、特別会計介護保険事業費繰出金を増額するもの。	
歳入予算は、財政調整基金とりくずしを増額するもの。	
（報告第5号）	
平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,118万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ136億3,152万1千円とするため、平成24年3月31日に専決処分したもの。	
歳出予算は、介護サービス等給付事業において介護サービス等給付費を増額するもの。	
歳入予算の主なものは、国庫支出金において介護給付費負担金を減額する一方、繰入金において介護給付費準備基金とりくずしを増額するもの。	
論 点 1 補正予算の必要性	
<質疑の概要>	
問1	報告第5号について、専決補正の理由として介護サービス等給付費が3月補正時点での見込み以上に必要になったためとあるが、人数で言うとどれくらい介護認定者数増加の見込み違いがあったのか。
答1	年間で444人の介護認定者数の増加を予想をしていたが、実際には560人の増となった。
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	報告第4号 承認（全員一致） 報告第5号 承認（全員一致）

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第23号 宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

副市長の定数を2人から1人に改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。
本議案は3月定例会で総務常任委員会に付託され、継続審査になっていたもの。

【3月定例会での審査概要】

論 点 1 組織体制の妥当性について

＜質疑の概要＞

問1 現在の副市長1名、理事、技監の体制はどうか。

答1 市長判断で実施したもの。理事、技監に権限を委譲するなど、意思決定過程が簡素化され決裁のスピード化が図られた。

問2 副市長が2人から1人になり、市長への関与の仕方に違いが生じないか。

答2 副市長が2名いることで牽制作用が働くこと、高度な価値判断を要することなどがあるが、1人になることで弊害が生じないよう、厳に気をつけなければならないと考えている。

問3 他都市における理事、技監は部長職を兼務している例が多いが本市はどうか。

答3 本市の理事、技監は副市長を補佐する立場であり部長職は兼務していない。

問4 副市長と理事、技監の関係は。

答4 理事は企画経営部、きずなづくり室、宝のまち創造室などを担当、技監は都市安全部、都市整備部などを担当し自らの権限事項について決裁している。その他は副市長が決裁している。なお、市長決裁の事項は、理事又は技監が所管する事項はそれぞれの決裁の後、副市長を経て市長が決裁している。

問5 他の特例市にも副市長が空席のケースはあり、適切かどうかの問題。急いで条例改正を行い後に禍根を残さないよう、急がずに様子を見るべきでは。

答5 他にも条例定数と実態が一致しない自治体があるのは事実である。

自由討議の概要

議員A 条例で定数を改正してしまうと、今後、良い人がいても選任できなくなる。国の制度にあわせることはない。後で合わせていっても良い。

議員B 1年だけで拙速に条例を改正することはない。今後、2人に増やすことの方が労力がある。

議員C 理事、技監の妥当性を検証すべき。将来を束縛するものであり、組織の状況

を見極めてはどうか。議案審査の継続をお願いしたい。

継 続 動 議 可決（賛成多数） 賛成 6 人 反対 2 人

※ 継続動議を可決することにより、3月6日の議案審査は一旦終了し、次回の6月定例会で審査を継続することとした。

【6月定例会での審査概要】

論 点 1 組織体制の妥当性について

<委員長から修正案提出（修正案の概要）>

原案では施行日が「平成24年4月1日から」となっており、現時点で審査するには矛盾を生じるため、施行日を「公布の日から」に修正するもの。

<質疑の概要>

問 1 現在、実質的には、副市長1人、理事1人、技監1人という体制で業務執行を進めているが、この体制になった状況はどうか。

答 1 政策決定のスピードアップと行財政改革という2つの目的で導入した制度であるが、順調に進行していると認識している。

問 2 部長級職員以上で構成する都市経営会議はあるが、経営トップである市長、副市長、理事、技監による会議はあるのか。

答 2 制度としては設けていない。案件によって集まり協議している。

問 3 副市長が1人になって不都合はないか。山積する行政課題に対して、副市長1人では仕事量が多いのではないか。

答 3 副市長を補佐する制度として、理事1人、技監1人を配置することで迅速に業務ができ、効果が出ていると思う。

問 4 理事、技監を置くことで、部長の上に3人が配置されており、人件費が増えているのではないか。

答 4 これまでに部の統廃合などを進め、組織は簡素化している。部長ポストも減らしており、全体を総括的に掌握してもらうために理事、技監を配置した。理事、技監と部長級の給与には差がない。

問 5 この体制は、中長期的には変わる可能性があるのか。	
答 5 今の時点ではこれがベストと考えているが、常に点検し、新たな仕組みが必要であれば導入していく。	
自由討議	
議員A 質疑の中であった「シティマネージャー制度」の意義は。	
議員B ヨーロッパでは、議長が市長となり、選挙で選ばれないシティマネージャーが行政のトップとして行政の執行をしている国がある。副市長がそのような役割を果たすことを想定したもの。	
討 論	なし
審査結果	修正可決（全員一致） { 修正案 可決（全員一致） 修正部分を除く原案 可決（全員一致）

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第80号 平成24年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）	
議案の概要	
平成24年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額から、それぞれ749万8千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ670億1,250万2千円とするもの。 歳出予算は、東日本大震災復旧事業等に係る長期派遣職員の旅費に関し他自治体災害救援事業を計上するとともに、国庫補助金の増額に伴い高年齢者就業機会確保事業費等補助金を増額する一方、条例の改正に伴い、市議会議員報酬等の市議会運営事業、市長及び副市長並びに教育長の給料等の人件費を減額しようとするもの。歳入予算は、財政調整基金とりくずしを減額しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第81号 平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

議案の概要

平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ10億5,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ232億7,050万円とするもの。

平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費において、歳入が歳出に対して10億5,000万円不足する見込みであるので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度の歳入を繰り上げてこれに充てるもの。

論 点 1 補正予算の必要性、妥当性について

<質疑の概要>

問1 保険税について、23年度の限度額見直しによる効果額はどうか。また、24年度の保険税改定による収支改善の見込みはどうか。

答1 23年度の限度額見直しによる効果額としては、1,600万円を見込んでいたが、決算では295万円の増にとどまっている。また、24年度の保険税改定では、3億円の収支改善を目標としている。

問2 短期保険証対象者の医療費の額は把握しているのか。

答2 現在は、区分して把握していない。市民の健康と命を守るのが事業の目的であるので、医療費と税の収納は別のものと考えている。

問3 23年度に限度額を見直したが、収入はほとんど伸びていない。加入者が低所得化しているという認識はあるのか。

答3 決算から見ると、所得階層が下がっているという現状がある。

問4 高額療養費が8%伸びているが、重症化の傾向があるのではないか。その一方で、保健事業費が減額となっているが、健康づくりに取り組むべきでは。

答4 保険給付費が予想以上に増加し、1件あたりの給付額も高くなっている。保健事業費の減額は、特定健診の受診率が伸びなかったことが原因。今後は、受診率向上に取り組みたい。

問5 9年連続の赤字は、阪神間で宝塚市だけ。翌年度の歳入で穴埋めするのではなく、根本的な解決策が必要ではないか。

答5 制度的な問題もあり、国庫負担増額を要望していく。一般会計からの繰入金の増額についても研究したい。

問6 疾病予防対策、医療費抑制策についてはどうか。 答6 23年度は、特定健診の対象者アンケートを踏まえ、休日の健診実施を試行した。重複診療については、レセプトの内容点検により一定の効果を上げている。		
自由討議 議員A 短期保険証対象者の医療費の把握を求めた目的は何か。 議員B 赤字増の原因を検証するために求めた。		
討	論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）	

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第83号 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の題名が改正されることに伴い、同法を引用している規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費予算

議案の概要

（議案第93号）

宝塚すみれ墓苑事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として、宝塚すみれ墓苑事業費特別会計を新たに創設するため、条例の一部を改正しようとするもの。

（議案第94号）

平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額を、それぞれ22億1,130万円とするもの。

歳出予算は、宝塚すみれ墓苑の取得に要する経費に関し墓苑取得事業を計上しようとするもの。歳入予算は、墓苑取得事業債を計上しようとするもの。

論 点 1 すみれ墓苑事業のスキーム変更の必要性、妥当性

＜質疑の概要＞

問1 資金不足になることは昨年度以前から承知していたと思われるのに、これまで放置していたのはなぜか。

答1 貸し出し促進対策に全力で取り組んできたが、平成23年度に貸し出しが急激に落ち込んだ。今回のスキーム変更により、市直営とすることによる経営の安定性を確保できる。また、低金利での起債が可能であり、償還負担が軽減される。いっそうの貸し出し促進のため、民間への協力依頼などにも取り組んでいきたい。

問2 すみれ墓苑の開発当初にアンケート調査を行っているが、その後の状況の変化はどうか。

答2 平成15年7月にアンケート調査を実施し、50%以上の方が墓地が必要と回答。これに基づき6,500区画の需要を予測し計画を策定したが、実態は、景気の低迷や墓地に対する考え方の変化により、需要が減っている。昨年度の実績は、270区画を募集した結果、162区画を貸し出した。

問3 他市では、墓地の経営主体はどうなっているか。

答3 川西市は公社。他の阪神間各市は市直営。

問4 今回の経営スキーム変更は、公社などの経営改革を進める国の方針に沿ったものか。

答4 第三セクター等改革推進債は、大きな負債を抱えた団体を整理するためのものであるが、今回は債務超過の状態ではないので、直接関係はない。ただし、現在

の負債２億円を返済し、市に霊園業務を移管すると都市整備公社の業務がなくなるので、公社を解散することが適切と考えている。

問５ 事業当初段階では、市直営で行うより公社で経営するほうが柔軟な経営ができるとの説明であったが、今回のスキーム変更にあたっては、市直営のほうが市民ニーズに迅速に対応できると説明があったのはなぜか。

答５ 当初は、公社に十分な資金が見込めるという計画であり、柔軟な経営ができると考えていた。しかし、公社で十分な資金が確保できない状況となり、市直営になったほうが柔軟対応できる状況である。

問６ 当初の価格設定はどのような基準で行ったのか。

答６ 事業原価、受益者負担、近隣との比較均衡などを考慮して設定した。

問７ 公社での経営は資金ゼロではじめたと聞けるが、それでは、なかなか採算ベースに乗らないのではないか。

答７ 当初計画では、年間240～270基の貸し出しを前提とし、最終年度に3～5億円の累積黒字の計画だった。事業費の全額を公社が借り入れて事業を進めたが、需要が予想より低く、金利負担が大きかった。

今回のスキーム変更では、市が公営企業債を借り入れることで、償還期間が30年となり、金利も現状より１％程度下がる見込みであるため、最近の墓地需要減にも対応できる。特別会計を設置することで、市議会のチェックも受け、透明性を高めていく。

問８ 阪神間の霊園で、指定管理の状況はどうか。

答８ 市の公社が指定管理者になっている事例のほか、一般企業が指定管理者となっている例もある。

問９ 見学会に来られた方の成約率はどうか。

答９ 見学会参加者からは多くの申し込みをいただいた。アンケートでは、自然環境が素晴らしいという声の一方、アクセス面でちゅうちょするという回答が多かった。

問１０ 民間ビジネスのノウハウを使う可能性は。

答１０ 販路拡大のためには、事業者の協力を仰ぎ、広報活動、アクセス確保などに努力していきたい。

問１１ すみれ墓苑の当初計画にあった、集合墓所、花つみ園の整備はどうなってい

るか。また、管理事務所付近に植栽したすみれがなくなっているが、当初のコンセプトから変わってきているのではないか。

答 1 1 集合墓所については、必要性を認識しているが、資金の問題で計画には至っていない。時期は明確にできないが検討していきたい。花つみ園については、地元の協力会と協議を続けている。すみれの植栽が少なくなっている感はある。今後、いろいろと工夫していきたい。

問 1 2 集合墓所の整備が新しい資金計画に入っていない。整備するなら、資金計画を作り直すべきではないか。今後、資金計画は変わりうるということか。

答 1 2 集合墓所については、内容の検討が十分にできておらず、資金計画に盛り込む段階にない。将来の需要変化に対応するため、資金計画の変更はありうると考えている。

問 1 3 今回のスキーム変更は、公社の資金繰りが行き詰るのをどう解決するのかというのが、いちばんの問題。市が損失補償して一般会計から支出する、水道局の剰余資金を一時的に借りるなど、他の方法はあるのか。

答 1 3 検討したが、今回提案するスキームが最善と判断した。

問 1 4 墓地の管理は、長期にわたり永続的に確保する必要がある。非営利性、継続性などから、公共サービスに位置づけるのが適当。今回の計画では、市外の方の需要を大きく見込んでいるが、市民の需要をベースにすべきではないか。

答 1 4 基本的には、市民の需要に応えることが目的だが、市外の需要も算定に含めている。

問 1 5 今回の計画で、平成23年度実績に比べ、24年度の需要予測が2割増となっている根拠は何か。

答 1 5 需要予測は、一定の算定式に基づき算出している。

問 1 6 墓地需要が右肩下がりの中、計画では3年後の需要が177基まで増える見込みになっているが、見直す考えはないのか。平成33年度に値上げを予定しているが、その影響による需要の減少を見込んでいないのはなぜか。

答 1 6 資金計画上の必要により計上している。値上げによる需要減は考慮していない。

問 1 7 市民の所得、預貯金が減ってきていることが、墓地需要減少の一因。それを考慮しない計画には無理があるのではないか。契約者の年齢層などは把握できているのか。

答 17 区画割りの計画により 2 m²の区画を増やすことで、需要の変化に対応している。契約者の情報把握はできていないが、今後はそのような視点で対応していきたい。

論 点 2 宝塚市における墓地事業について

<質疑の概要>

問 1 市営西山霊園の維持管理費用は、市営霊園管理基金を充当しているのか。

答 1 基金の利息を管理費用に充当する考えだが、実際は金利が低いため、ほとんど一般財源を充てている。

問 2 市営霊園管理基金の原資は永代管理料か。また、基金は取り崩しをしないのか。

答 2 基金は永代管理料を積み立てている。条例上、この基金は取り崩しをせず利息のみを活用するよう規定している。今回のスキーム変更に合わせて、内容を再精査し、維持管理費用に充当することを検討している。すみれ墓苑の新たな管理の仕組みと合わせて、改めて提案したい。

問 3 長尾山霊園は、永代管理料を一時払いにしていたので、当初に資金が多く集まった。すみれ墓苑は永代管理料を毎年払いにしたのが、資金不足の原因のひとつではないか。

答 3 長尾山霊園では、永代管理料を一時払いとしたため、祭祀者と接触する機会が乏しく、無縁墓が増えて困ったという状況もあり、低金利下で基金運用益が大きくないという理由もあり、すみれ墓苑では永代管理料を毎年払いとした。

問 4 すみれ墓苑は、長尾山霊園と比べてアクセスの問題がある。バスの運行状況はどうか。

答 4 長尾山霊園は、毎月第 4 日曜日に路線バスを 1 日 4 便運行。お盆と彼岸は増便している。バス路線としては黒字になっている。

すみれ墓苑では、昨年 8 月から、第 1 日曜日に 1 日 1 便を運行。お盆と彼岸は 1 日 2 便としている。認可料金は 750 円だが、うち 250 円を公社が負担し、利用者負担は 500 円としている。さらに、バス会社への赤字補填として、80 万円余を補助している。

自由討議

議員 A 借入金の利率が下がる、償還期間が延びる、特別会計にすることで市議会が予算決算をチェックできるなど、今回のスキーム変更のメリットは大きい。

議員 B 資金繰りという点では、今回の変更は有利。しかし、販売については、民間への委託などが必要と考える。

議員C スキーム変更は有利と考えるが、販売計画については異論がある。 議員D 過去の経過、現状、計画などについては問題もあるが、今回の議案については合意できるのではないかと。しかし、今後の取り組みに向けては、附帯意見を付けてはどうか。
討 論 討論1 市直営での販売については懸念があるが、今後の制度立て直しを要望して、議案には賛成。 討論2 特別会計を設置することで、議会もチェックできるようになる。経営改善の道を開いたことを評価し賛成。
審 査 結 果 可決（全員一致）
附 帯 意 見 採決後、議案第94号に対しての附帯意見案を、全員一致により可決した。 議案第94号 平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費予算に対する附帯意見 宝塚市都市整備公社の資金繰り悪化に伴う、市直営への経営主体の変更の必要性・妥当性については理解したうえで、今後の貸出予測及び資金計画を適正に遂行させるために、緑豊かな明るい公園墓地にむけた敷地内整備、より積極的な広報活動に取り組み貸出促進を図るとともに、課題のあるアクセス（利便性）向上、民間ノウハウの導入も含めた対応を検討されるよう、意見を付します。

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議員提出議案第8号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第9号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第10号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	
議員報酬を自主カットして、当分の間引き下げるため、宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正するもの。 （議員提出議案第8号） 議員報酬を現行より17.7%自主カット（3月改正前の報酬額から20%自主カット）し、議長「719,000円」を「585,600円」に、副議長「646,000円」を「527,200円」に、議員「593,000円」を「488,000円」にしようとするもの。 （議員提出議案第9号） 議員報酬を現行より10%自主カットし、議長「719,000円」を「647,000円」に、副議長「646,000円」を「581,000円」に、議員「593,000円」を「533,000円」にしようとするもの。 （議員提出議案第10号） 議員報酬を現行より5%自主カットし、議長「719,000円」を「683,000円」に、副議長「646,000円」を「613,000円」に、議員「593,000円」を「563,000円」にしようとするもの。	
論 点 1 報酬等審議会の答申について	
＜質疑の概要＞	
問1	第8号議案と第9号議案については、報酬等審議会の答申を尊重して提案されたものか。
答1-1（第8号議案提案者）	答申を尊重したうえ、「自主カットの検討が望まれる」との記述に基づき額を検討した。全国の特例市で人口25万人以下の市の議員報酬の平均額が適当と考え提案している。
答1-2（第9号議案提案者）	答申は尊重している。そのうえ、市長の自主カット率と同様の10%を提案している。
問2	報酬等審議会の答申の中では、「議員報酬は部長の中間程度」という国基準も加味しているが、この国基準をどう考えるか。また、議員を専門職として位置づけているのか、それとも、ボランティアとして位置づけているのか。

答 2-1（第 8 号議案提案者） 専門職と考えている。自主カット額としては、国基準より全国特例市との平均を重視した。

答 2-2（第 9 号議案提案者） 議員報酬は生活給であり、ボランティアではない。国基準については、考え方が古すぎる。

自由討議

議員 A 3 案とも、報酬審の答申尊重という点は一致している。議員報酬は部長級の中間程度という国基準から考えて、教育長の自主カット率と同様の 5%削減が適当。

議員 B 他市との比較がポイント。全国的にものを考える必要がある。

議員 C それは、報酬審の考え方とあっていない。報酬審では、特例市や阪神間の状況などを幅広く加味して検討している。

議員 D 報酬審は色々な指標を用いて、あるべき像を示された。自主カットについても、おのずと期待した幅があると思う。答申と大きくかけ離れた自主カットは、答申の否定につながる。

議員 C 報酬審に諮問したのは、議員の報酬を議員自身が決めるのではなく、審議会という客観的な場で決定していただくという趣旨であった。

討論

討論 1 第 8 号に賛成。市に対して行財政改革に取り組むようにと言うのなら、議会も身を切らなければいけない。

討論 2 第 8 号、第 9 号に反対し、第 10 号に賛成。報酬等審議会の答申は、あらゆる角度から検討されてきたので尊重したい。それを踏まえた自主カットとしては 5%が妥当。

討論 3 第 8 号、第 9 号、第 10 号に反対。報酬等審議会の答申を尊重する立場。議会改革を進め、議員の役割がより高まる中で、報酬削減という考えはない。

討論 4 第 9 号に賛成。報酬等審議会の答申の中に、行財政改革の取組として、議員報酬の自主カットを検討せよとある。議員が公選職である重みを踏まえ、市長の自主カットと同じ、10%が妥当。

審査結果

議員提出議案第 8 号 否決（賛成少数） 賛成 1 人、反対 7 人

議員提出議案第 9 号 否決（賛成少数） 賛成 2 人、反対 6 人

議員提出議案第 10 号 可決（賛成多数） 賛成 5 人、反対 3 人

平成24年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
請願第14号 デフレ対策を求める意見書提出についての請願	
議案の概要	
デフレ対策を求める意見書を政府に提出することを求めるもの。	
論 点 1 デフレ対策の具体的内容について	
<質疑の概要>	
問1	請願書の内容ではデフレ対策の具体的な内容がわかりにくいですが、意見書に盛り込むデフレ対策の具体的な内容は。
答1	数あるデフレ対策を1つに絞るということではないと考えている。
問2	デフレスパイラルの原因として個人消費の冷え込みがあると思うが、請願にはあまり書かれていないのでは。
答2	請願書に日本は内需大国であることにも触れており、内需の拡大も必要であると認識している。
問3	民主党政権がデフレ脱却等経済状況検討会議を通じて経済対策をしていると思うが、この意見書提出の意味は。
答3	この請願書には、意見書を出すことで民主党政権の経済政策への危惧と後押しの意味がある。
問4	請願書にはデフレの原因として構造改革や規制緩和を挙げているが、構造改革や規制緩和で経済が活性化される場合もあるのでは。
答4	物事には両面がある。請願者は負の一面を危惧して書いたものであると思われる。
問5	デフレ対策として公共工事を挙げているが、自民党時代もさんざんやってきてあまり効果がなかったのでは。本当にデフレ脱却につながるのか。
答5	本当は効果があつたと考えている。もっと評価されるべきであると思う。
自由討議	
議員A	委員の意見もばらばらであり、この請願書の書面から統一的な経済対策を盛り込んだ意見書を作るのはとても不可能であると思う。趣旨採択はどうか。
議員B	私は趣旨自体も納得できない。解決策も的が外れている。
討 論 (反対討論) 趣旨に関しても納得できないので反対である。	
審 査 結 果 不採択（賛成少数） 賛成1人、反対7人	

